



▶ 特定ラジオマイク (A型ワイヤレスマイク) 運用ガイド

特定ラジオマイクとは

特定ラジオマイク (A型ワイヤレスマイク) は、主にコンサート、イベント、演劇、番組収録など音響業務用として使われているプロ用のワイヤレスマイクです。所有して運用する場合は、総務省から交付される陸上移動局の無線局免許が必要となります。また、運用にあたっては、ユーザー同士の運用連絡・調整等によって、電波障害を起こさないようにすることが義務付けられています。

※イヤード・モニター用ラジオマイクも同じ周波数が使われ、電波法規では特定ラジオマイクに含まれます。

※日本国内では、日本の電波法に基づいた特定ラジオマイク機器のみ使用できます。

表 現在使用されているラジオマイクの分類

	A型	B型	C型
用途の概念	音声、楽器音等をすべての点で高品質に伝送することを目的とする用途。	音声、楽器音等を比較的良好な忠実度、S/N比で伝送することを目的とする用途。	音声等を必要最低限の明瞭度で拡声することを目的とする用途。
使用周波数帯	470～714MHz 1.2GHz	806～810MHz	322MHz
無線局免許	陸上移動局免許	不要	不要
運用調整	必要	不要	不要

特定ラジオマイク運用調整機構について

特定ラジオマイクの運用連絡・調整の中心となるのが「一般社団法人 特定ラジオマイク運用調整機構」(以下、当機構)です。当機構は、1990年に郵政省 (現・総務省) の指導の下につくられた、全国で唯一の団体です (特定ラジオマイク利用者連盟として発足)。総務省、放送事業者 (NHK・民放)、他関係団体と連携をとりながら、運用調整業務を行っています。特定ラジオマイク (音響業務) を所有し運用する場合は、当機構に加入することが義務付けられています。(※)

公共の電波をクリアな環境で利用するために、ご協力をお願い致します。

●当機構会員の種別として「固定」と「移動」があります。

固定…劇場・ホール・スタジオなど、特定ラジオマイクを施設内から持ち出さない運用形態の会員

移動…イベント・コンサート・番組取材など、特定ラジオマイクを全国各地に持ち出す運用形態の会員

※総務省訓令である『電波法関係審査基準』において「運用調整に関する資料」の提出が求められています。当機構の加入証明書が当該の資料にあたります。

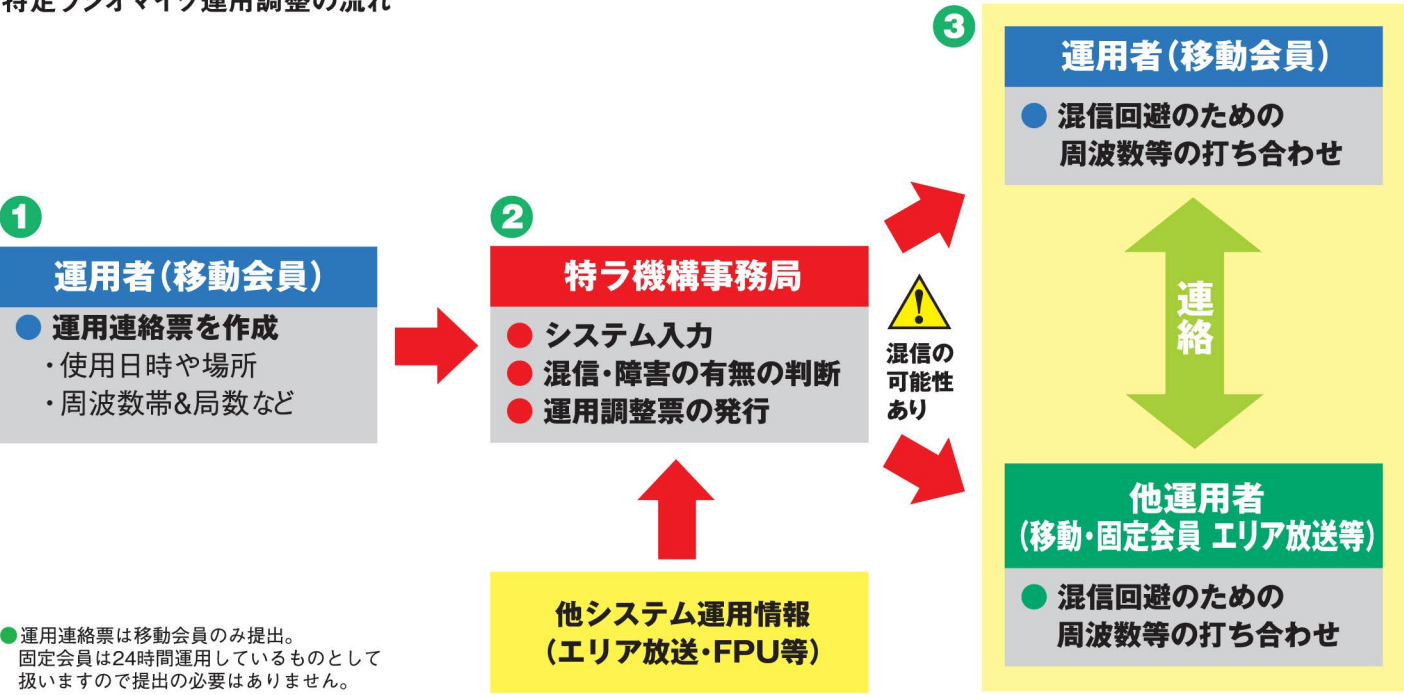
電波法と総務省地方総合通信局

国内で使える無線局の免許、設備の技術的条件、運用方法などを細かく定めた法律が「電波法」です。特定ラジオマイクを運用するにあたっては、電波法を遵守しなければなりません。特に「無線局は他の無線局等にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない」(法56条)と、法や規則の随所で義務付けられています。

電波法の下に電気通信行政を司っている総務省の地方機関として、地方総合通信局があります。日本全国を11のブロックに分け、それぞれの地域に置かれた地方総合通信局が無線局の免許・検査、電波利用環境の保護等を行っています。

運用調整が必要な理由

特定ラジオマイク運用調整の流れ



異なる運用者の特定ラジオマイク同士が近距離で同時に運用される場合、運用する周波数によっては混信等の障害が発生する恐れがあります。また、特定ラジオマイクと同じ周波数帯を使用する他システムが同時に近距離で運用された場合についても、電波の相互干渉が起こることも考えられます。

これらを未然に防止し、快適に特定ラジオマイクを運用するには、運用場所付近の電波状況を事前に把握する必要があります。場合によっては、周波数の振り分け等の調整をしなければなりません。

当機構は、全国の特定ラジオマイク運用者から機器の運用予定を事前に連絡して頂き、混信等の恐れがある場合は関係の運用者へ連絡・調整を要請します。また、同じ周波数帯を使用する他システムについては、関係団体(※)等と連携をとって運用状況を把握、混信防止に努めています。

※ TVホワイトスペース等利用システム運用調整協議会
TVホワイトスペース帯における周波数資源の有効活用と諸問題を検討する場として、放送事業者や当機構、関係諸団体が会員となって運営されています。

特定ラジオマイクの周波数

特定ラジオマイクは、以下の周波数帯が割り当てられています。運用形態など、それぞれ異なった特徴がありますので、特定ラジオマイクの機材購入前に必ずご確認下さい。

表 特定ラジオマイクの周波数帯別特徴

種 別	TVホワイトスペース帯	特定ラジオマイク専用帯	1.2GHz帯
周波数	470～710MHz	710～714MHz	1240～1260MHz(1252～1253MHzを除く)
空中線電力	アナログ:10mW以下 デジタル:50mW以下	アナログ:10mW以下 デジタル:50mW以下	アナログ:50mW以下 デジタル:50mW以下
運用可能エリア	チャンネルリストに記載された 場所・周波数で運用	全国 ※TV52chの使用地域は 711～714MHzの範囲で選択	全国
運用可能な形態	固定型・可搬型	固定型・可搬型・移動型	固定型・可搬型・移動型
同周波数を 利用する他システム	地上デジタルテレビジョン放送 エリア放送、センサーネットワーク 災害向け通信システムなど	なし	F P U、各種レーダーなど

※ 固定型…ホールやスタジオなどの施設に特定ラジオマイク機器を備え付け、日常的に運用する形態。
※ 可搬型…ホールやスタジオなどの施設に特定ラジオマイク機器を持ち込み、当該施設内で運用する形態。
※ 移動型…ロケや報道取材など、特定ラジオマイク機器を移動しながら、さまざまな場所で運用する形態。

TVホワイトスペース帯(470～710MHz)

TVホワイトスペース帯(以下、WS帯)は、本来、地上デジタルテレビジョン放送波(以下、地デジ放送波)として割り当てられている周波数について、地理的条件や技術的条件により、特定ラジオマイクにも利用可能な周波数帯です。他システムと周波数を共用するという特徴があり、運用に関しては以下のように優先順位があります。

1位 地デジ放送波

2位 特定ラジオマイク

3位 エリア放送など

WS帯にて特定ラジオマイクを運用するにあたっては、混信・障害等から地デジ放送波を保護するため、総務省が公開している『特定ラジオマイクのTVホワイトスペースチャンネルリスト』(以下、チャンネルリスト)に沿って運用する必要があります。このリストには、事前に混信・障害を与えないことが確認できている場所やチャンネルが網羅されています。

上記のとおり、WS帯では運用できる場所が限定されているため、各地を巡るロケ取材といったような運用はできません。また、WS帯の周波数帯域は広いため、幾つかのブロックに分かれて帯域をカバーしている特定ラジオマイク機器もあります。運用目的や運用場所に合わせた機器の選定が必要です。

※ 特定ラジオマイクのTVホワイトスペースチャンネルリスト

特定ラジオマイクの運用が想定される場所(施設等)について、地デジ放送波へ影響を与えずに使用できるチャンネル(周波数)をまとめたリストです。このリストに掲載のない場所では、特定ラジオマイクのWS帯での運用はできません。掲載場所以外での運用は不法・違法な電波となり、処罰の対象となります。

『特定ラジオマイクのTVホワイトスペースチャンネルリスト』は、総務省の以下のWebサイトで確認することができます。

総務省「電波利用ホームページ」 <https://www.tele.soumu.go.jp/>

チャンネルリストに掲載のない場所でWS帯を運用したい場合は？

新しく設立された施設など、チャンネルリストに掲載のない場所でWS帯を運用したい場合は、当該施設において地デジ放送波へ影響を与えることなく運用できる周波数を、電波伝搬計算や現地測定などにより割り出す必要があります。この「混信保護の検討」を専門業者へ依頼し、その結果を総務省へ提出して審査された後、WS帯で特定ラジオマイクを運用できるようになります。なお、調査及び調査に必要な費用は、当該施設で特定ラジオマイクの運用を希望する利用者の負担となります。まずは、当機構事務局までお問い合わせ下さい。

特定ラジオマイク専用帯(710～714MHz)

特定ラジオマイク専用の周波数帯として割り当てられており、全国どこでも運用することが可能です。ただし710～711MHzの1MHzについて、TV52chが地デジ放送波として使われている地域では、それを保護するための“ガードバンド”となっており、特定ラジオマイクとして運用することはできません。この1MHzを運用可能な施設等は、チャンネルリストによって指定されています。

1.2GHz帯(1240～1252MHz、1253～1260MHz)

特定ラジオマイク専用波と同じく、全国どこでも運用することができます。固定された施設はもちろん、ロケといった移動しての運用にも対応可能です。なお、放送事業者がマラソン中継などに用いるFPU(※)や各種レーダーと周波数を共用しています。これらは、特定ラジオマイクの運用に影響が出ることも想定され、運用に注意する必要があります。

※ FPU(Field Pick-up Unit)

放送事業者がTV中継などで、移動しながら映像・音声を送受信するための装置がFPU です。

当機構への加入から運用開始まで

① 運用目的や運用場所に合わせた周波数帯・機器の選定をして下さい

チャンネルリスト未掲載施設でWS帯を運用希望の場合、混信保護の検討を行って下さい(※)。

② 入会申込ならびに免許申請関連の書類をお送り致します

入会ご希望の連絡を頂きますと当機構事務局から必要書類をお送り致します。必要書類が到着しましたら、それぞれご記入・押印の上、免許申請に必要な他の書類(認証証明書や登記簿謄本の写しなど)を添付して、事務局へご返送下さい(※)。

③ 無線局免許申請書類を総合通信局へ提出します

必要書類が事務局へ到着しましたら、頂いた資料に基づき無線局免許申請書類を作成致します。

その後、それらに当機構の加入証明書を添付して、総合通信局へ提出致します。同局から免許が交付されるまで、約1ヶ月必要です。

④ 無線局免許状・会員資料をお送り致します

無線局免許状が交付されましたら、当機構の加入証明書や定款と共に送り致します。

⑤ 必要経費のご請求を致します

必要経費(入会金、年会費、運用調整費、免許申請手数料、免許関係書類取扱費)を算出してご請求書をお送り致します。お手元に到着しましたら、なるべく早めのお振込をお願い致します。

⑥ 使用時は必ず運用連絡をお願い致します(移動会員のみ)

特定ラジオマイクの使用日時、場所、局数等が決まりましたら、運用連絡票へご記入の上、当機構事務局まで電子メールまたはFAXにてお送り下さい。固定会員につきましては、運用連絡票の提出の必要はありません。

※当機構では、チャンネルリストの掲載ならびに免許取得・更新など免許に係るすべてについてお手伝い致します。

当機構関係費用について(2020年4月1日現在)

※は消費税が別途加算されます。

入会・免許申請に必要な費用

- ① 入会金 1加入 20,000円
常置場所ごとに1加入を原則とします。
- ② 年会費 1加入 48,000円
新規加入初年度は月割りになります。
- ③ 運用調整費
新規加入初年度は月割りになります。
固定 マイク1局 全周波数帯:900円/年※
移動 マイク1局
TVホワイトスペース帯または特定ラジオマイク専用帯:1,200円/年※
TVホワイトスペース帯+特定ラジオマイク専用帯:1,800円/年※
1.2GHz帯:2,100円/年※
- ④ 免許申請書類等取扱費
当機構事務局の書類作成及び申請費用 マイク1局 5,000円※
- ⑤ 新設免許申請手数料
国に納める手数料(印紙代) マイク1局 2,550円

免許変更申請に必要な費用

- ① 免許変更申請書類等取扱費
免許人の住所・名称等免許状に記載のある事項を変更する場合
マイク1局 2,500円※

免許更新に必要な費用

免許の有効期限は5年です。5年目には免許更新(再免許)の申請が必要です。

- ① 再免許申請書類等取扱費
2,000円※(基本料金)+マイク1局につき500円※加算
- ② 再免許申請手数料
国に納める手数料(印紙代) マイク1局 1,500円

電波利用料について

電波利用料は、毎年、国へ納めることになっており、使用する周波数帯などによって、以下のように分かります。

使用する周波数帯	金額(1局あたり)
TVホワイトスペース帯	400円
特定ラジオマイク専用帯	400円
TVホワイトスペース帯+特定ラジオマイク専用帯	900円
1.2GHz帯	900円



一般社団法人 特定ラジオマイク運用調整機構
〒162-0042 東京都新宿区早稲田町74番 中村ビル3階
電話 03-5273-9806 FAX 03-5273-9808
URL <https://www.radiomic.org/>
Eメール office@radiomic.org
Twitter アカウント @tkrorganization

機構の構成(2020年1月現在)

正会員:1,401会員 賛助会員:3会員 理事・監事:23名

